

1. 件名：「東通原子力発電所1号炉の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(64)」

2. 日時：令和2年11月30日(月)13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、中村主任安全審査官、佐藤主任安全審査官、永井主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、松末技術参与、磯田係員

東北電力 土木建築部 部部長 他14名

テレビ会議システムによる出席(1名のみ原子力規制庁にて出席)

5. 要旨

(1)東北電力から、平成26年6月10日に申請のあった東通原子力発電所1号炉の設置変更許可申請のうち、基準地震動策定のための地下構造評価に関するコメント回答及び内陸地殻内地震の地震動評価について説明があった。

(2)原子力規制庁から、以下の事項について事実確認をした。

<地下構造評価>

緊急時対策建屋南北断面におけるf-c断層の分布範囲について

原子炉建屋から西側に延長した速度層構造図の作成に用いているPS検層結果について

<内陸地殻内地震>

地震発生層の下限深さに関する知見について

下北半島(東西断面)の速度構造において、事業者が図示している破線について

断層モデルの設定における不確かさの整理において、S M G A 位置を偶然的な不確かさとして整理した考え方について

横浜断層（西傾斜）の断層モデルの設定における断層傾斜角の不確かさとしての考え方について

断層モデルの基本ケースの設定における S M G A 位置の設定の考え方について

横浜断層（東傾斜）の断層モデルの設定における不確かさの重畳の考え方について

(3) 東北電力から、確認事項に対し、以下の回答があった。

< 地下構造評価 >

f - c 断層の分布範囲については、ボーリング調査にて確認している。2017年8月29日等のヒアリングで説明しているが、コメントリストではS70として説明が残っている。その旨が分かるように、資料中に記載する。

5本のP S 検層結果を追加して速度層構造図を作成している。なお、当該資料にてP S 検層の詳細データを提示していなかったため、会合資料では追加する。

< 内陸地殻内地震 >

事業者で調査した最新知見を反映しているが、不足しているかを含めて再確認する。

破線は、狭隘な速度構造の高まりを説明する逆断層を示している。説明が不足しているため、資料中に追記する。

「横浜断層（西傾斜）による地震」については、地表の断層位置は分かっているが、S M G A 位置はこの断層で起きた地震がないため、実際には分からない。そのため資料の通り整理している。また、先行審査事例も参考に整理している。

断層傾斜角については、地質調査結果及び地震調査研究推進本部(2020)に基づき60°に設定しているが、先行審査事例も参考に、その他の角度の場合の評価についても、当該資料への記載も含めて、再度検討する。

S M G A 位置は、活断層の認定される範囲において、水平、鉛直方向共に、最も敷地に近い位置として、保守的に設定している。資料中に説明が不足している箇所については、説明を追記する。

短周期レベルは、新潟県中越沖地震の知見を反映し1.5倍にしているが、下北半島付近の逆断層に関しては、観測記録が少ないこと等から、短周期レベルを分析するには不十分であると考えている。そのため、保守的に地震規模と短周期レベルを重畳させている。先行審査事例でも同様である。

6 . 提出資料

- ・東通原子力発電所 1号炉 コメントリスト(地震・津波関係): 審査会合
- ・東通原子力発電所 基準地震動の策定のうち
内陸地殻内地震の地震動評価について
- ・東通原子力発電所 基準地震動策定のうち
地下構造の評価について(コメント回答)
- ・東通原子力発電所 基準地震動策定のうち
地下構造の評価について(コメント回答)(補足説明資料)